



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年2月21日金曜日 第81号

### ◇ 目 次 ◇

救急病院の協力申出.....	(医療対策課).....	93
急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	(砂防課).....	93
公共測量の終了の通知.....	(道路維持課).....	93
土地区画整理組合の定款の変更の認可.....	(都市計画課).....	93
道路の供用開始(県道美川松山線).....	(中予地方局久万高原土木事務所).....	93

### 告 示

#### ○愛媛県告示第153号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

令和2年2月21日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
松山城東病院	松山市松末二丁目19番36号	医療法人社団慈生会	令和5年2月11日まで

#### ○愛媛県告示第154号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び市役所において縦覧に供する。

令和2年2月21日

愛媛県知事 中村時広

上怒和(追加)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和53年7月愛媛県告示第840号)上怒和の項で指定した標柱4号と標柱3号を結んだ線、標柱3号と次に掲げる地番の土地に存する標柱8号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱10号と標柱4号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
松山市	上怒和	甲482番	8号
		甲495番2	9号、10号

寺地(追加)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成8年8月愛媛県告示第1082号)寺地の項で指定した標柱7号、標柱6号及び標柱5号を順次結んだ

#### ○愛媛県告示第157号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年2月21日

線、標柱5号と次に掲げる地番の土地に存する標柱10号及び標柱11号を結んだ線及び標柱11号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
松山市	津和地	164番1	10号
		192番	11号

#### ○愛媛県告示第155号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年2月21日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量(2級基準点測量)
- 2 作業期間 令和元年10月15日から  
令和2年1月21日まで
- 3 作業地域 西条市小松町新屋敷

#### ○愛媛県告示第156号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の定款の変更を認可した。

令和2年2月21日

愛媛県知事 中村時広

- 1 土地区画整理組合の名称、事務所の所在地及び設立認可の年月日
  - (1) 土地区画整理組合の名称  
東温市志津川土地区画整理組合
  - (2) 事務所の所在地  
東温市見奈良530番地1 東温市役所内
  - (3) 設立認可の年月日  
平成22年2月12日
- 2 変更認可の年月日  
令和2年2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町有枝1145番2から 同町有枝1158番地先まで	令和2年2月21日